

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第4条の規定に基づいて告示します。

令和4年1月28日

札幌市長 秋元克広

記

1 契約担当部局

郵便番号 060-0012 札幌市中央区北12条西20丁目2-1
札幌市中央卸売市場水産棟4階
札幌市経済観光局中央卸売市場管理課管理係
電話：011-611-3111 FAX：011-611-3138
メールアドレス：shi-jo-nyusatsu@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 中央卸売市場水産棟・青果棟等清掃業務
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- (4) 履行場所 札幌市中央卸売市場（札幌市中央区北12条西20丁目）
- (5) 入札方法 入札は、総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和3年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が建物清掃業に登録されており、A又はBの等級区分に該当する者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。
 - ア 資本関係
 - (イ) 親会社と子会社の関係にある場合
 - (ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - イ 人的関係

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (6) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号に基づく建物清掃業又は同第8号に基づく建築物環境衛生総合管理業の登録を受けている者であること。
- (8) 令和3年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、本店所在地が札幌市内として登録されている者であること。
- (9) 告示日を起点とした過去2年間において、本告示で示した調達役務と同種の契約実績（仕様書に掲げる清掃対象延面積（12,032㎡）以上の施設における清掃業務（契約が分割されていたとしても同一施設内の清掃対象延面積の合計が12,032㎡以上）であり、かつ、6か月以上の契約期間であること）を有すること。
- (10) 本告示に示した役務の業務遂行に関する賠償責任保険に加入していること。
- (11) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合であって、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、上記の入札参加資格のうち(7)から(10)に掲げる要件については、当該組合又は組合員（組合が指定する所在地が札幌市内の組合員）のいずれかとすることができる。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ場所
上記1に同じ。また、契約条項等は札幌市中央卸売市場ホームページにおいてもダウンロードすることができる。
(掲載先URL：<https://www.sapporo-market.gr.jp/blog/?p=33731>)
- (2) 入札書の受領期限
令和4年2月14日（月）17時00分（送付による場合は必着とする。）
※ 持参の場合、休市日（1月30日（日）、2月2日（水）、6日（日）、11日（金・祝）及び13日（日））は避けること。また、送付の場合、送付に係る費用は入札者の負担とする。
- (3) 開札の日時及び場所
令和4年2月15日（火）13時30分
札幌市経済観光局中央卸売市場水産棟4階 A会議室
（札幌市中央区北12条西20丁目2-1）
- (4) 入札書の提出方法
入札説明書による。

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

- (3) 入札の無効 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 最低制限価格の設定 有
- (6) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査(事後審査方式)する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して3日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に、入札説明書に示す書類(上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類)を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該候補者を、入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格を持って入札(有効な入札に限る。)した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。

- (7) 詳細は入札説明書による。

労働社会保険諸法令遵守状況確認に関する特記事項

委託者（札幌市）は、役務契約について、適正な履行及び品質の確保を図る観点から、履行検査の一環として、業務対象施設に従事する労働者に関する労働社会保険諸法令の遵守状況の確認を行うことができるものとし、受託者は、委託者からの求めに基づき、下記のとおりこれに応ずるものとする。

記

1 労働者の労働環境に関する書面の提出

受託者は、次に掲げる書面を、委託者が指定する期日までに提出すること。

(1) 業務従事者名簿（様式1）及び業務従事者配置計画書（様式2）

業務対象施設に日常的に従事（常駐）する労働者（以下「労働者」という。）の把握とともに、労働者の配置計画及び社会保険加入義務を確認するため、「業務従事者名簿（様式1）」及び「業務従事者配置計画書（様式2）」を、業務の履行開始日の前日までに提出すること。また、労働者が変更となる場合には、その都度、業務従事者名簿を、変更後の労働者が従事する日の前日までに提出すること。

(2) 業務従事者健康診断受診等状況報告書（様式3）

労働者（上記(1)の「業務従事者名簿（様式1）」により報告のあった労働者）の健康診断受診等状況を確認するため、「業務従事者健康診断受診等状況報告書（様式3）」を、当該報告事項確定後から履行期間終了日までの間に提出すること。なお、複数年契約のものにあつては、履行期間内において、1年毎に1回当該書類を提出すること。

(3) 業務従事者支給賃金状況報告書（様式4）

労働者の支給賃金状況を確認するため、年1回、委託者が指定する期日までに、業務従事者支給賃金状況報告書（様式4）を提出すること。

2 労務管理に係る書類

次のいずれかに該当する場合にあつては、受託者は、上記1の書面のほか、契約約款第16条第2項の規定に基づき、受託者が保管する雇用契約書、賃金台帳、出勤簿その他の労務管理に係る書類を、委託者が指定する期日及び場所において、委託者が確認できる状態にすること。

(1) 低入札価格調査を実施して契約を締結したもの

(2) 上記1の書面での確認において疑義が生じたもの

※この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

業 務 従 事 者 名 簿 (一般用)

(あて先) 札 幌 市 長

住 所
受託者 商号又は名称
代表者氏名

㊟

次の業務において、業務対象施設に日常的に従事（常駐）する労働者の名簿を提出いたします。

業務名

氏 名 (雇用年月日)	年 齢	雇用契約上の所定労働時間等		社会保険の 加入 状 況		備 考 (資格等)
		日： 時間	週： 時間	健康 保 険	雇 用 保 険	
1 (年 月 日雇 用)		日： 時間	週： 時間	健康 保 険		
		※所定労働時間が法定(注)を超える場合の適用制度 (変形労働時間制 ・ 監視断続的労働)		雇 用 保 険		
2 (年 月 日雇 用)		日： 時間	週： 時間	健康 保 険		
		※所定労働時間が法定(注)を超える場合の適用制度 (変形労働時間制 ・ 監視断続的労働)		雇 用 保 険		
3 (年 月 日雇 用)		日： 時間	週： 時間	健康 保 険		
		※所定労働時間が法定(注)を超える場合の適用制度 (変形労働時間制 ・ 監視断続的労働)		雇 用 保 険		
4 (年 月 日雇 用)		日： 時間	週： 時間	健康 保 険		
		※所定労働時間が法定(注)を超える場合の適用制度 (変形労働時間制 ・ 監視断続的労働)		雇 用 保 険		
5 (年 月 日雇 用)		日： 時間	週： 時間	健康 保 険		
		※所定労働時間が法定(注)を超える場合の適用制度 (変形労働時間制 ・ 監視断続的労働)		雇 用 保 険		
6 (年 月 日雇 用)		日： 時間	週： 時間	健康 保 険		
		※所定労働時間が法定(注)を超える場合の適用制度 (変形労働時間制 ・ 監視断続的労働)		雇 用 保 険		
7 (年 月 日雇 用)		日： 時間	週： 時間	健康 保 険		
		※所定労働時間が法定(注)を超える場合の適用制度 (変形労働時間制 ・ 監視断続的労働)		雇 用 保 険		
8 (年 月 日雇 用)		日： 時間	週： 時間	健康 保 険		
		※所定労働時間が法定(注)を超える場合の適用制度 (変形労働時間制 ・ 監視断続的労働)		雇 用 保 険		
9 (年 月 日雇 用)		日： 時間	週： 時間	健康 保 険		
		※所定労働時間が法定(注)を超える場合の適用制度 (変形労働時間制 ・ 監視断続的労働)		雇 用 保 険		
10 (年 月 日雇 用)		日： 時間	週： 時間	健康 保 険		
		※所定労働時間が法定(注)を超える場合の適用制度 (変形労働時間制 ・ 監視断続的労働)		雇 用 保 険		

(注)「法定」とは、労働基準法第32条に定める労働時間（原則として、一日につき8時間、一週間につき40時間）を意味する。

この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

業務従事者健康診断受診等状況報告書（一般用）

(あて先) 札幌市長

住 所

受託者 商号又は名称

代表者氏名

印

下記1の業務に日常的に従事（常駐）している労働者（「業務従事者名簿（様式1-1）」により報告した労働者）の労働安全衛生法に基づく健康診断について、当該年度（昨年4月～本年3月）の受診状況を下記2のとおり報告いたします。

記

1 業 務 名

(※業務履行期間： 年 月 日～ 年 月 日)

2 健康診断受診状況

氏 名	社会保険の加入状況		健康診断受診状況	備 考
	健康保険	雇用保険		
1			<ul style="list-style-type: none"> 受診済み（ 年 月 日） 受診予定（ 年 月頃） 受診なし ※備考欄に理由を記載 	
2			<ul style="list-style-type: none"> 受診済み（ 年 月 日） 受診予定（ 年 月頃） 受診なし ※備考欄に理由を記載 	
3			<ul style="list-style-type: none"> 受診済み（ 年 月 日） 受診予定（ 年 月頃） 受診なし ※備考欄に理由を記載 	
4			<ul style="list-style-type: none"> 受診済み（ 年 月 日） 受診予定（ 年 月頃） 受診なし ※備考欄に理由を記載 	
5			<ul style="list-style-type: none"> 受診済み（ 年 月 日） 受診予定（ 年 月頃） 受診なし ※備考欄に理由を記載 	
6			<ul style="list-style-type: none"> 受診済み（ 年 月 日） 受診予定（ 年 月頃） 受診なし ※備考欄に理由を記載 	
7			<ul style="list-style-type: none"> 受診済み（ 年 月 日） 受診予定（ 年 月頃） 受診なし ※備考欄に理由を記載 	
8			<ul style="list-style-type: none"> 受診済み（ 年 月 日） 受診予定（ 年 月頃） 受診なし ※備考欄に理由を記載 	
9			<ul style="list-style-type: none"> 受診済み（ 年 月 日） 受診予定（ 年 月頃） 受診なし ※備考欄に理由を記載 	
10			<ul style="list-style-type: none"> 受診済み（ 年 月 日） 受診予定（ 年 月頃） 受診なし ※備考欄に理由を記載 	

業務従事者支給賃金状況報告書

業務従事者名簿で報告した労働者の 年 月に支給した支給賃金状況を次の表のとおり報告します。

商号又は名称

業務名

作成者

(連絡先)

No.	業務従事者		所定労働時間(実績)				1月の 所定 労働 日数	基本給形態 (金額)	月支給額内訳 (時給・日給は月額合計)				月支給 合計③ (①+②)	月～月 までの 賞与等	社会保険 加入状況		備 考
	年齢	区分	日	週	月	※左記の時間が法定労働 時間を超えている場合 の手続等			給与A① 基本給	給与B② 給与B②	通勤手当	その他 精皆勤・家族手当			雇用 保険	健康 保険	
	ア 40歳未満 イ 40歳以上 65歳未満 ウ 65歳以上	A B C				<ul style="list-style-type: none"> 変形労働時間制 監視・断続的労働 その他() 		月給・日給・時給 ()円									
	ア 40歳未満 イ 40歳以上 65歳未満 ウ 65歳以上	A B C				<ul style="list-style-type: none"> 変形労働時間制 監視・断続的労働 その他() 		月給・日給・時給 ()円									
	ア 40歳未満 イ 40歳以上 65歳未満 ウ 65歳以上	A B C				<ul style="list-style-type: none"> 変形労働時間制 監視・断続的労働 その他() 		月給・日給・時給 ()円									
	ア 40歳未満 イ 40歳以上 65歳未満 ウ 65歳以上	A B C				<ul style="list-style-type: none"> 変形労働時間制 監視・断続的労働 その他() 		月給・日給・時給 ()円									
	ア 40歳未満 イ 40歳以上 65歳未満 ウ 65歳以上	A B C				<ul style="list-style-type: none"> 変形労働時間制 監視・断続的労働 その他() 		月給・日給・時給 ()円									
	ア 40歳未満 イ 40歳以上 65歳未満 ウ 65歳以上	A B C				<ul style="list-style-type: none"> 変形労働時間制 監視・断続的労働 その他() 		月給・日給・時給 ()円									
	ア 40歳未満 イ 40歳以上 65歳未満 ウ 65歳以上	A B C				<ul style="list-style-type: none"> 変形労働時間制 監視・断続的労働 その他() 		月給・日給・時給 ()円									
	ア 40歳未満 イ 40歳以上 65歳未満 ウ 65歳以上	A B C				<ul style="list-style-type: none"> 変形労働時間制 監視・断続的労働 その他() 		月給・日給・時給 ()円									
	ア 40歳未満 イ 40歳以上 65歳未満 ウ 65歳以上	A B C				<ul style="list-style-type: none"> 変形労働時間制 監視・断続的労働 その他() 		月給・日給・時給 ()円									

業務従事者		所定労働時間(実績)			1月の 所定 労働 日数	基本給形態 (金額)	月支給額内訳 (時給・日給は月額合計)			月支給 合計③ (①+②)	月～月未 までの 賞与等	社会保険 加入状況		備 考	
							給与A ① 基本給 その他	給与B ② 通勤手当 精皆勤・家族手当	給与C			雇用 保険	健康 保険		
No.	年齢	区分	日	週	月	※左記の時間が法定労働 時間を超えている場合 の手続	変形労働時間制	監視・断続的労働	その他()	月給・日給・時給 ()円	月給・日給・時給 ()円	月給・日給・時給 ()円	月給・日給・時給 ()円	月給・日給・時給 ()円	月給・日給・時給 ()円
	ア 40歳未満 イ 40歳以上 ウ 65歳未満 ウ 65歳以上	A B C					・変形労働時間制 ・監視・断続的労働 ・その他()								
	ア 40歳未満 イ 40歳以上 ウ 65歳未満 ウ 65歳以上	A B C					・変形労働時間制 ・監視・断続的労働 ・その他()								
	ア 40歳未満 イ 40歳以上 ウ 65歳未満 ウ 65歳以上	A B C					・変形労働時間制 ・監視・断続的労働 ・その他()								
	ア 40歳未満 イ 40歳以上 ウ 65歳未満 ウ 65歳以上	A B C					・変形労働時間制 ・監視・断続的労働 ・その他()								
	ア 40歳未満 イ 40歳以上 ウ 65歳未満 ウ 65歳以上	A B C					・変形労働時間制 ・監視・断続的労働 ・その他()								
	ア 40歳未満 イ 40歳以上 ウ 65歳未満 ウ 65歳以上	A B C					・変形労働時間制 ・監視・断続的労働 ・その他()								
	ア 40歳未満 イ 40歳以上 ウ 65歳未満 ウ 65歳以上	A B C					・変形労働時間制 ・監視・断続的労働 ・その他()								
	ア 40歳未満 イ 40歳以上 ウ 65歳未満 ウ 65歳以上	A B C					・変形労働時間制 ・監視・断続的労働 ・その他()								
	ア 40歳未満 イ 40歳以上 ウ 65歳未満 ウ 65歳以上	A B C					・変形労働時間制 ・監視・断続的労働 ・その他()								
	ア 40歳未満 イ 40歳以上 ウ 65歳未満 ウ 65歳以上	A B C					・変形労働時間制 ・監視・断続的労働 ・その他()								
	ア 40歳未満 イ 40歳以上 ウ 65歳未満 ウ 65歳以上	A B C					・変形労働時間制 ・監視・断続的労働 ・その他()								
	ア 40歳未満 イ 40歳以上 ウ 65歳未満 ウ 65歳以上	A B C					・変形労働時間制 ・監視・断続的労働 ・その他()								
	ア 40歳未満 イ 40歳以上 ウ 65歳未満 ウ 65歳以上	A B C					・変形労働時間制 ・監視・断続的労働 ・その他()								

この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。